

川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関するスケジュールについて

1 基本構想（平成 31（2019）年 3 月策定）における整備スケジュール

平成 31（2019）年度は、具体的な施設計画を含めた基本計画を策定し、平成 32（2020）年度の実施設計及び平成 33（2021）年度の改修工事を経て、平成 34（2022）年度から、（仮称）川崎市民館・労働会館の供用を開始する予定としています。



2 基本構想策定後の状況の変化

平成 26（2014）年 4 月に改正建築基準法施行令が施行され、特定天井の基準が新設されたことにより、本市の一部の既存施設の特定天井は現行の法令基準に合わない、既存不適格となっており、本市においては、この間、避難施設である学校の特定天井対策を進め完了してまいりましたが、令和元（2019）年 5 月、その他の対象施設についても特定天井の改修を進めていくこととしました。

なお、再編整備に伴う改修工事がすでに計画されている労働会館については、施設改修と併せた対策を進めるため、次のとおり、整備スケジュールを変更させていただきます。

3 整備スケジュールの変更

特定天井対策及びこれに関係する労働会館全体の施設調査に当初の予定より時間を要するため、令和元（2019）年度中を策定期間としていた基本計画は、令和 2（2020）年度中の策定に変更します（下図の網掛け部）。

令和 3（2021）年度以降の整備スケジュールにつきましては、施設調査の結果に基づき検討の上、改めて、市議会に報告いたします。

